

## Web版 / 冊子版 「ご契約のしおり・約款」のご案内

「ご契約のしおり・約款」は、Web版と冊子版があります。ご契約時に、いずれかをご選択ください。

※「ご契約のしおり・約款」は、ご契約に伴う大切な事項を記載したものです。Web版をご選択された場合、下記のQRコードまたは検索コードが必要となります。(QRコードおよび検索コードは、ご契約後に送付する保険証券にも記載しています。)

|             |                               |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Web版をご希望の場合 | スマートフォン等から読み取ってご覧いただく場合       |  <p>QRコードを読み取って「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。<br/>※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。</p>                                                                                                             |
|             | 三井住友海上プライマリー生命のホームページから閲覧する方法 |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 冊子版をご希望の場合  | ご契約前                          | 募集代理店の担当者にお申し出ください。                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | ご契約後                          | <p>三井住友海上プライマリー生命のお客さまサービスセンターまでご連絡ください。</p> <div>  <p>三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター<br/>フリーダイヤル <b>0120-81-8107</b><br/>(ハイ、パートナー)<br/>受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時</p> </div> |

1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ(https://www.ms-primary.com)にアクセスし、「商品情報」をクリック

2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック

3 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300020712**

## 契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申し込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

## 生命保険募集人について

この保険のお申込に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

## ご検討、お申込に際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

## 公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページで確認いただけます。



## 募集代理店からのお知らせ

- この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- 一時払個人年金保険のお申込の有無がお客さまと三井住友銀行とのお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 三井住友銀行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする一時払個人年金保険のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

この保険の正式名称は、年金開始時年金額確定特約付通貨選択生存保障重視型個人年金保険／通貨選択型定額個人年金保険です。

募集代理店



引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**  
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

https://www.ms-primary.com

未来に、いっそうの輝きを。  
それが、私たちの願いです。

©2025 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2504502-B9 2025.04 SAP MSPL-2504-A-0001-00

## Broadway World III

[ブロードウェイ ワールド III]

年金開始時年金額確定特約付通貨選択生存保障重視型個人年金保険  
通貨選択型定額個人年金保険

## 契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

この書面は、「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類の上記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

| コース       | 商品パンフレット | 契約概要／注意喚起情報 |
|-----------|----------|-------------|
| 年金原資充実コース | P.1      | P.19        |
| 定期支払コース   |          | P.41        |



この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険です。  
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。  
解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

募集代理店



引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命  
MS&AD INSURANCE GROUP



# 「ブロードウェイ ワールド Ⅲ」は、2つのコースからえらべる、通貨選択型の定額個人年金保険です。

この保険は、選択いただくコースによってお取扱が異なる場合があります。  
該当するコースについては、以下のアイコンで表示しておりますので、ご注意ください。

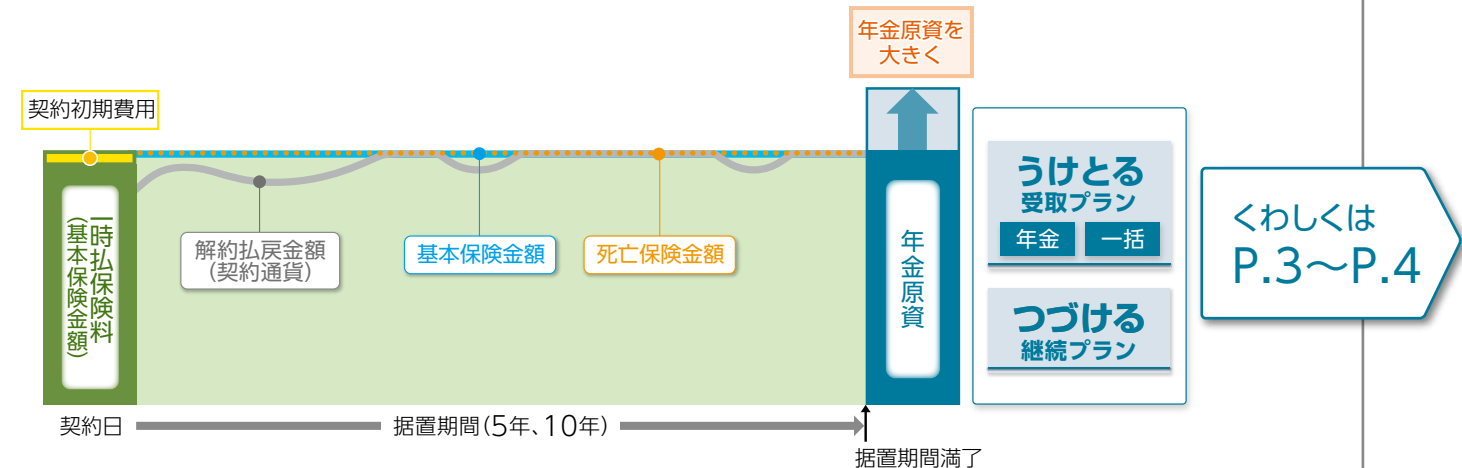
年金原資充実

定期支払

しっかり運用して  
受け取る年金額を  
ふやしたい

## 年金原資充実コース

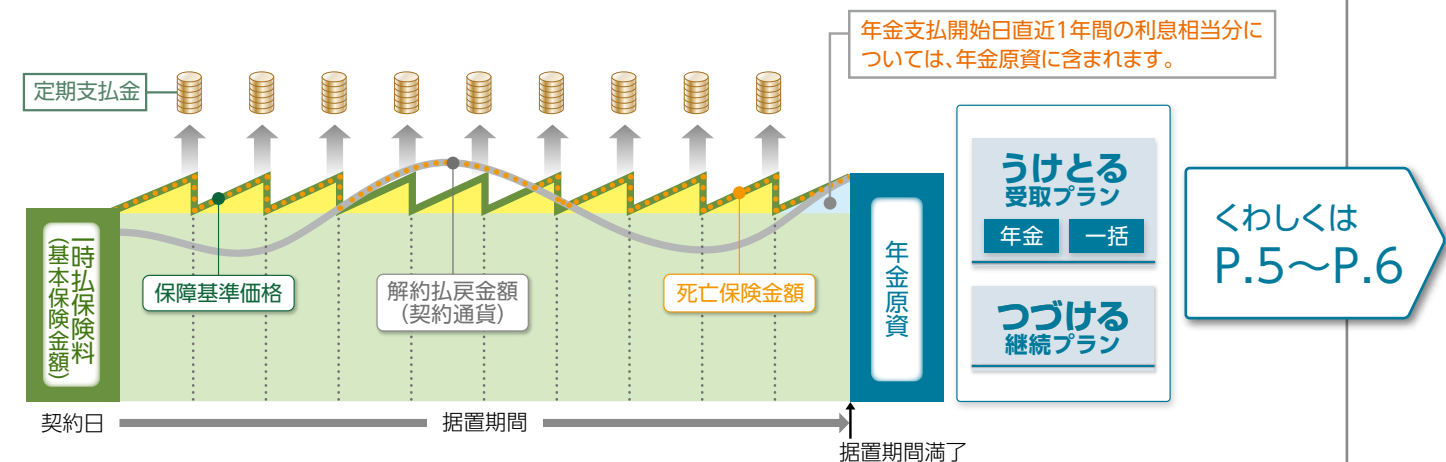
据置期間中の死亡保険金や解約払戻金を抑制し、年金原資を大きくします。



ご契約後から  
定期的に  
受け取りたい

## 定期支払コース

契約日後の毎年の契約応当日に、  
定期支払金をお受け取りいただけます。



■この保険では、2つのコース（「年金原資充実コース」、「定期支払コース」）のうち、いずれか1つをご選択いただくことになります。なお、ご契約時にご選択いただいたコースは、以後別のコースに変更することはできません。また、選択するコースにより積

立利率が異なりますので、ご注意ください。

※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。  
※契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

## ご注意ください

この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

くわしくは右記ページをご覧ください

年金原資充実 P.29~P.31

定期支払 P.51~P.53

## 当冊子での表記について

- 年金開始時年金額確定特約付通貨選択生存保障重視型個人年金保険の契約を「年金原資充実コース」、通貨選択型定額個人年金保険に定期支払特約を付加した契約を「定期支払コース」と表記しています。
- 「契約日から年金支払開始日までの期間」を「据置期間」と表記しています。

# 年金原資充実コース の特徴としくみ

契約通貨・据置期間を選択いただけます。積立利率は契約時に確定し、契約通貨建ての年金原資も確定します。

据置期間中の死亡保険金や解約払戻金を抑制\*<sup>1</sup>し、  
ご契約を継続された方に配分することで、  
年金原資を大きくします。

■据置期間は5年または10年よりご選択いただけます。据置期間10年を選択いただくと、5年を選択いただいた場合より、年金原資を大きくすることができます。

\*1 据置期間中に被保険者が死亡した場合の死亡保険金は一時払保険料(基本保険金額)と同額となります。解約払戻金は市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となり、解約日において一時払保険料(基本保険金額)を超える場合は、一時払保険料(基本保険金額)が上限となります。

据置期間満了時に、いろいろな選択肢があります。

### 受取プラン

- 年金でお受け取り、もしくは年金原資を一括でお受け取りいただけます。
- 契約通貨が外貨の場合、年金原資を円に換えることで、円でお受け取りいただくこともできます。その場合の為替レートは、仲値(TTM)\*<sup>2</sup>から50銭を差し引いたレートとなります。

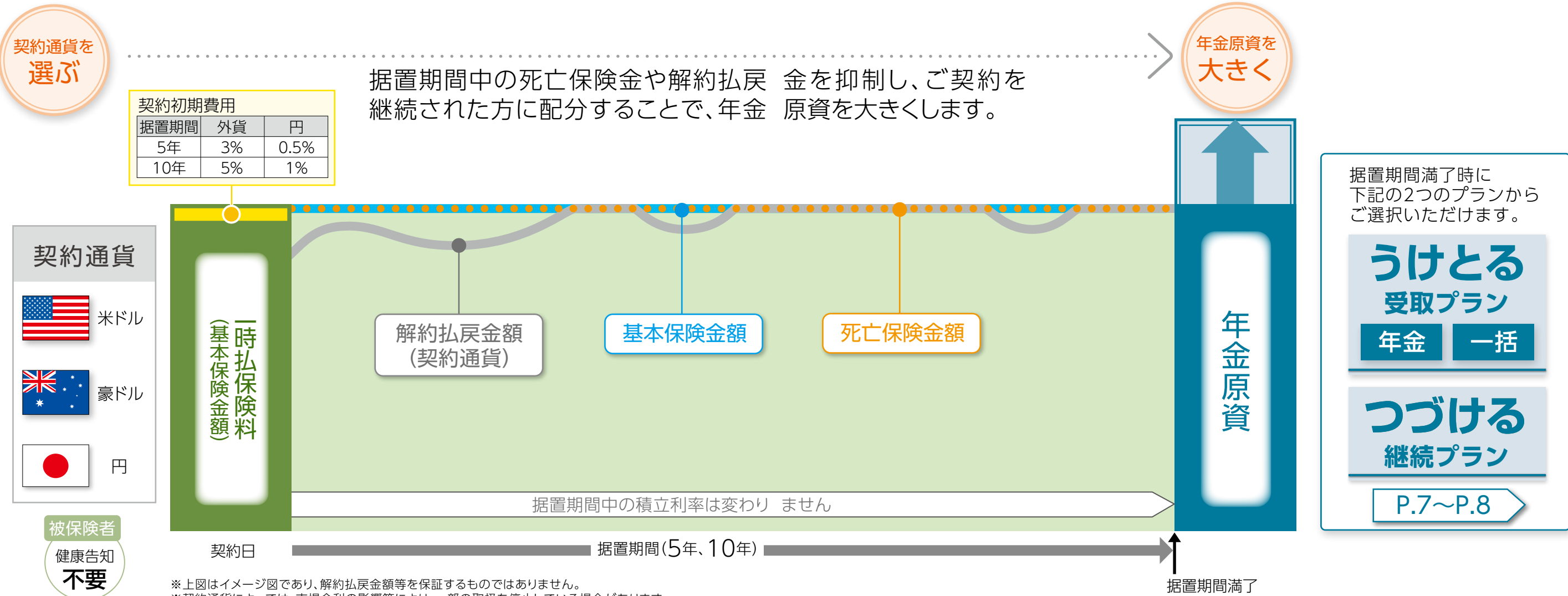
### 継続プラン

- 年金支払開始日を繰り下げて、運用を継続することができます。

\*2 三井住友海上プライマリー生命所定の金融機関が公表するレート

くわしくはP.7～P.8

【イメージ図】



■据置期間中に被保険者が死亡した場合の死亡保険金は一時払保険料(基本保険金額)と同額、解約払戻金は市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となります。ただし、解約日における一時払保険料(基本保険金額)が上限となります。

# 定期支払コース の特徴としくみ

契約通貨・据置期間を選択いただけます。直近1年間の積立利率による利息相当分を毎年お受け取りいただけます。

## 毎年、定期支払金をお受け取りいただけます。

- 契約日後の毎年の契約応当日に、定期支払金をお支払いします。
- 定期支払金は、直近1年間の積立利率による利息相当分となり、解約控除はかかりません。
- 定期支払金は、定期支払日の翌日からその日を含めて5営業日以内にご指定の口座にお振り込みいたします。そのため、定期支払日にはご指定の口座へ着金いたしません。  
(上記は、2025年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更となる可能性があります。)

※円支払特約を付加することで定期支払金を円でお受け取りいただくこともできます。ただし、為替相場の影響を受けますので、定期支払額は変動する場合があります。

## 据置期間満了時に、いろいろな選択肢があります。

### 受取プラン

- 年金でお受け取り、もしくは年金原資を一括でお受け取りいただけます。
- 年金原資を円に換えることで、円でお受け取りいただくこともできます。その場合の為替レートは、仲値(TTM)\*から50銭を差し引いたレートとなります。

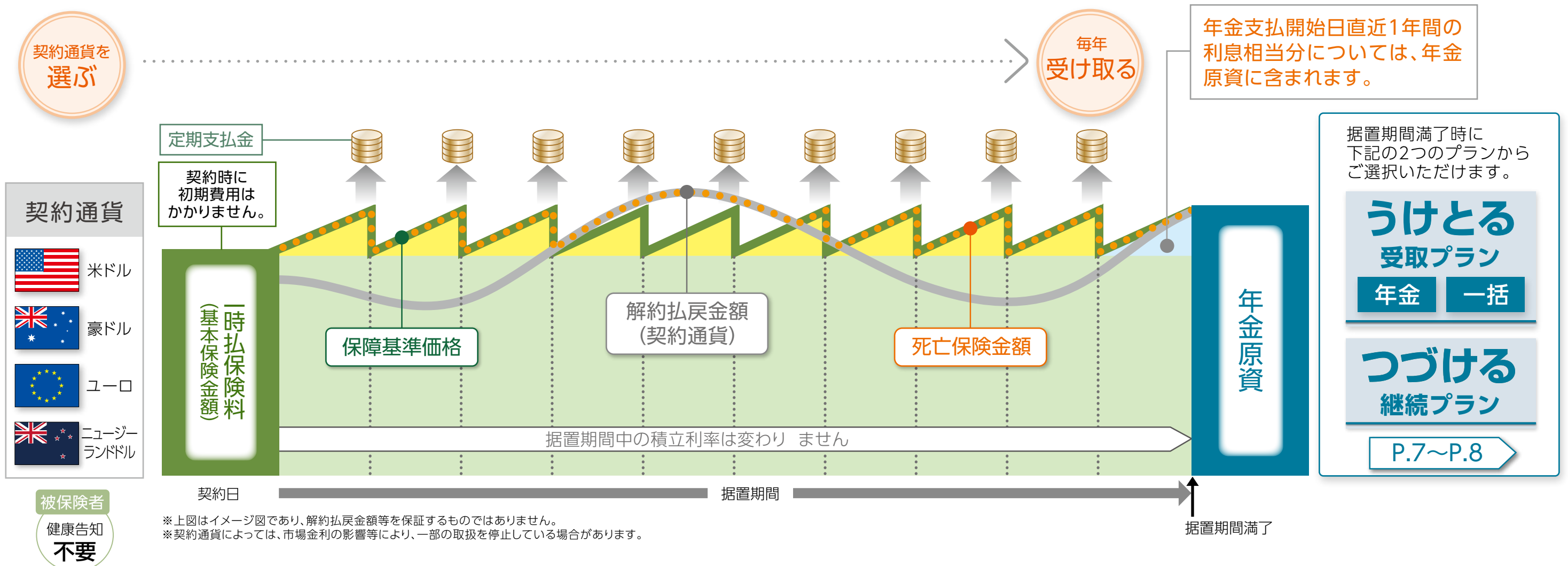
### 継続プラン

- 年金支払開始日を繰り下げて、運用を継続することができます。
- 繰下げ期間中も引き続き定期支払金をお受け取りいただけます。(繰下げ期間が1年の場合は除きます。)

\* 三井住友海上プライマリー生命所定の金融機関が公表するレート

くわしくはP.7～P.8

【据置期間10年の場合のイメージ図】



■ 死亡保険金の支払事由が発生していたにもかかわらず、定期支払金をご契約者に支払われていた場合には、お支払いする死亡保険金は、死亡保険金の支払事由発生後に支払われた定期支払金を差し引いた額となります。

- 定期支払コースにおける定期支払特約の保険期間は、契約日から年金支払開始日の前日までとなります。
- 定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差し引いた額に改められます。



# 受取プラン・継続プランについて

## 受取プラン

- ご契約時に、確定年金、年金総額保証付終身年金から選択できます。
- 据置期間満了時に年金でお受け取り、もしくは年金原資を一括でお受け取りいただけます。

**確定年金**  
年金支払期間  
(5年・10年・15年・20年)

年金支払開始年齢：5歳～90歳(被保険者年齢)

設定された期間中、毎年定額の年金をお受け取りいただくことができます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金\*1としてお受け取りいただくことができます。年金支払期間の設定にあたっては、最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。

\*1 死亡一時金のお受取にかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受け取りいただくこともできます。

**年金総額保証付  
終身年金**

年金支払開始年齢：50歳～90歳(被保険者年齢)

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受け取りいただくことができます。また被保険者が死亡された場合でも、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受け取りいただくことができます。

### 【お取扱についての留意事項】

- 年金額が10万円(米ドルの場合、1,000米ドル/豪ドルの場合、1,000豪ドル/ユーロの場合、1,000ユーロ/ニュージーランドドルの場合、1,000ニュージーランドドル)に満たない場合は、年金によるお受取にかえて一括でのお受取となります。
- 年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお受け取りいただきます。(契約通貨が外貨の場合、年金支払開始日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円を上限とします。)



ご注意

- 将来受け取る年金額は、年金支払開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご契約時には定まっています。
- 年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。
- 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、既に受け取った年金と一括受取をされる年金の受取総額が据置期間満了時の年金原資を下回ることがあります。

※据置期間満了の2カ月前に、受取プラン・継続プランのご選択についてご案内します。

## 継続プラン

- 年金支払開始日の前日に**年金支払開始日を繰り下げて**、運用を継続することができます。なお、変更後の年金支払開始年齢は90歳までとなります。

- 契約通貨や繰下げ期間\*2を、更改日\*3における三井住友海上プライマリー生命の取扱範囲内で指定することができます。
- 更改日以後の利率は更改日に三井住友海上プライマリー生命が定めるものを適用します。
- **定期支払** 定期支払金は繰下げ期間中も引続きお受け取りいただけます\*4。

\*2 年金原資充実コースの場合は、1年のみとなります。

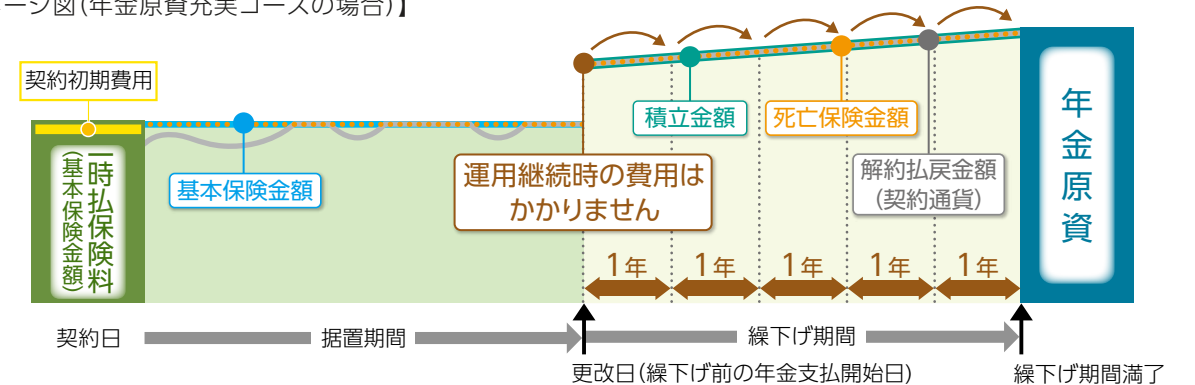
\*3 繰下げ前の年金支払開始日を更改日といいます。

\*4 運用継続1年の場合は除きます。

運用継続 1年  
年金原資充実 定期支払

・更改日からの繰下げ期間を1年に設定した場合、年金支払開始日までに解約する際には、解約控除または市場調整は適用されません。

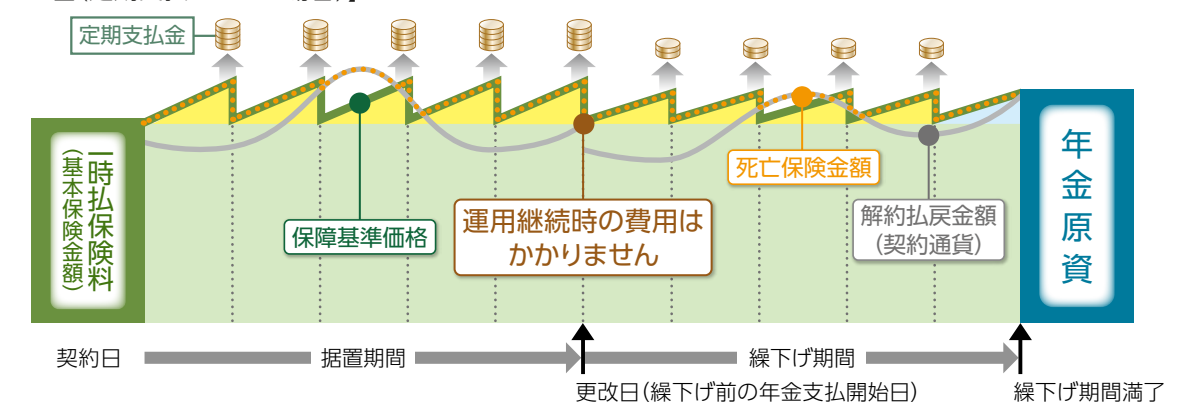
【イメージ図(年金原資充実コースの場合)】



運用継続 5年 10年  
定期支払 のみ

・更改日からの繰下げ期間を5年、10年に設定した場合、その設定した期間内に解約する際には、解約控除および市場調整が適用されます。

【イメージ図(定期支払コースの場合)】



※上図は、継続プランをご理解いただくためのイメージ図です。また、運用継続1年のイメージ図は、各更改日に同じ利率で運用したと仮定したものです。



ご注意

- 選択するコースや契約通貨によって、お取り扱いできる繰下げ期間は異なります。
- 次の場合、年金支払開始日の繰下げを取り扱いません。
  - ・繰下げ後の年金支払開始時の被保険者年齢が90歳を超えるとき
  - ・更改日において、指定する繰下げ年数および通貨を取り扱っていないとき
- 定期支払コースが消滅する場合については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

# 死亡保障・その他特約等について

## 死亡保障

### 年金原資充実

据置期間中に被保険者が死亡された場合、基本保険金額を死亡保険金としてお受け取りいただけます。

### 定期支払

据置期間中に被保険者が死亡された場合、その時点まで積立利率で運用した金額（保障基準価格）を死亡保険金としてお受け取りいただけます。なお、死亡された日の保障基準価格が解約払戻金額を下回る場合には、解約払戻金額をお受け取りいただけます。

## 指定代理請求特約

年金受取人が年金等を請求する意思表示ができない場合等に、年金受取人にかわって年金等を請求できる方を指定できる特約です。

※被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ指定することができます。  
※指定代理請求人は、年金等のご請求のみ可能で、ご契約内容の変更（年金種類の変更等）のご請求を行うことはできません。

### ■たとえばこんなとき…

- 年金受取人が傷害や疾病で寝たきり状態となり、意思表示できなくなった。
- 年金受取人が高齢で認知症等になり、意思表示できなくなった。

指定されていないと



年金等の請求手続きは**年金受取人**からの請求が必要です。そのため、本人が意思表示できない場合、**年金等の請求手続きが難しくなります。**

指定されていれば



指定代理請求人からの請求により、スムーズに年金等を受け取ることができます。  
※指定代理請求人名義の口座を年金の振込口座に指定することもできます。

### ■指定代理請求人は、次の範囲から1名指定できます。

- 年金受取人の配偶者
- 年金受取人の直系血族  
（子、孫、父母、祖父母など）
- 年金受取人の3親等以内の親族  
（兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪など）

※その他上記以外で特別な事情がある方として、三井住友海上プライマリー生命が認めた方

## 後継年金受取人指定制度

年金受取人が年金支払期間中に死亡された場合に、年金受取人の権利を引継ぐ方を指定できる制度です。  
あらかじめ指定することで、年金種類に応じて年金または死亡一時金を受け取ることができます。

### ■たとえばこんなとき…

- 年金受取人が年金支払期間中に死亡された。

指定されていないと



年金または死亡一時金を受け取る権利の承継順位は次のとおりです。  
①被保険者  
②被保険者の配偶者  
③年金受取人の法定相続人  
そのため、**遺したい方に遺せないかもしれません。**

指定されていれば



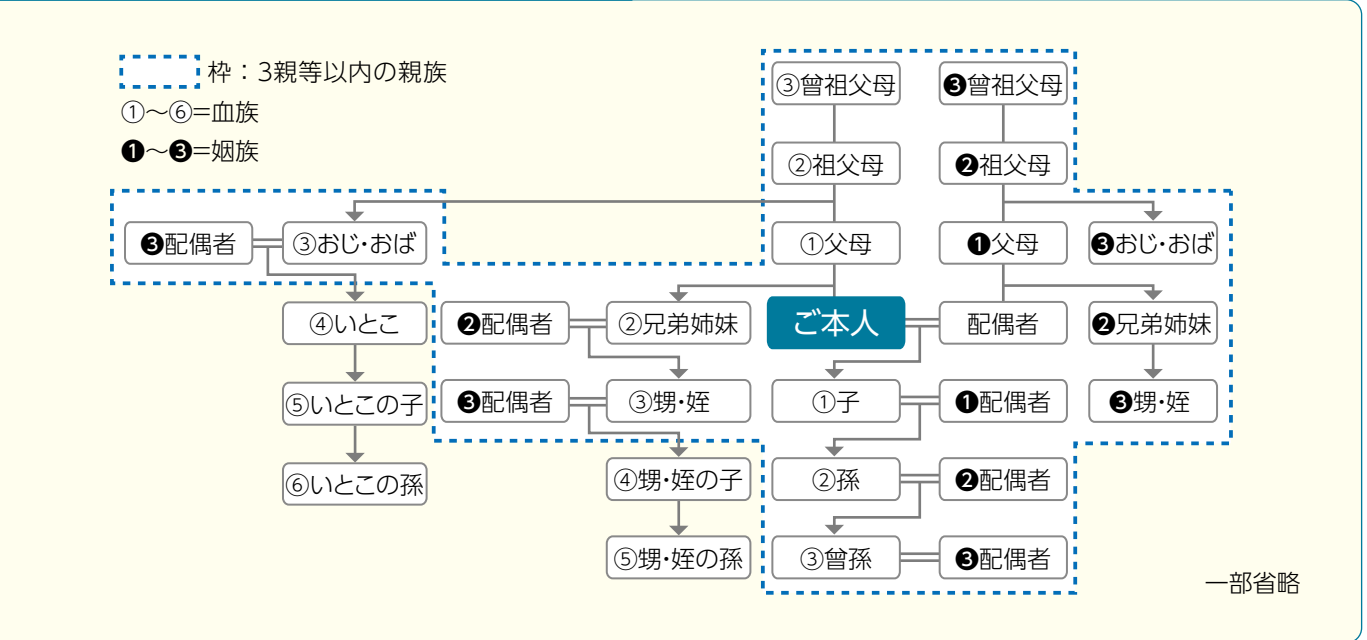
後継年金受取人が年金または死亡一時金を受け取ることができます。

### ■後継年金受取人は、次の範囲から1名指定できます。

- 被保険者
- 被保険者の配偶者
- 年金受取人の3親等以内の親族  
または6親等以内の血族  
（子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪、いとこなど）

※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

### 3親等以内の親族または主な6親等以内の血族



ご契約のお取扱について①

|                                                                                                    |     |                                                                                                                                                                          |     |                                     |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------|-----|-----|---|----|---|---|---|-----|---|---|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|-----|-----|-----|------------|----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| コース                                                                                                |     | 年金原資充実コース                                                                                                                                                                |     | 定期支払コース                             |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
| 一時払保険料                                                                                             |     |                                                                                                                                                                          |     |                                     |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
| 最低                                                                                                 |     | 【外貨】1万通貨単位(1通貨単位)<br>【円】100万円(1万円単位)                                                                                                                                     |     | 【外貨】1万通貨単位(1通貨単位)                   |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
|                                                                                                    |     | ※円入金特約を付加した場合は、100万円となります。                                                                                                                                               |     |                                     |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
| 最高                                                                                                 |     | 【外貨】契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算して10億円<br>【円】10億円                                                                                                                           |     | 【外貨】契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算して10億円 |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
|                                                                                                    |     | ※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。<br>詳細はP.23またはP.46をご覧ください。                                                                                                         |     |                                     |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
| 選択いただける契約通貨と据置期間の組合せ                                                                               |     | <table><tr><td></td><td>米ドル</td><td>豪ドル</td><td>円</td></tr><tr><td>5年</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>10年</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> |     |                                     | 米ドル | 豪ドル | 円 | 5年 | ○ | ○ | ○ | 10年 | ○ | ○ | ○ | <table><tr><td></td><td>米ドル</td><td>豪ドル</td><td>ユーロ</td><td>ニュージーランドドル</td></tr><tr><td>5年</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>10年</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> |  |  | 米ドル | 豪ドル | ユーロ | ニュージーランドドル | 5年 | — | ○ | — | ○ | 10年 | ○ | ○ | ○ | ○ |
|                                                                                                    |     |                                                                                                                                                                          | 米ドル | 豪ドル                                 | 円   |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
|                                                                                                    |     | 5年                                                                                                                                                                       | ○   | ○                                   | ○   |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
| 10年                                                                                                | ○   | ○                                                                                                                                                                        | ○   |                                     |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
|                                                                                                    | 米ドル | 豪ドル                                                                                                                                                                      | ユーロ | ニュージーランドドル                          |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
| 5年                                                                                                 | —   | ○                                                                                                                                                                        | —   | ○                                   |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
| 10年                                                                                                | ○   | ○                                                                                                                                                                        | ○   | ○                                   |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
| ※上記の契約通貨・据置期間は、市場金利の影響等により販売を停止・再開している場合があります。ご契約にあたっては、必ず最新の取扱状況を取扱代理店または三井住友海上プライマリー生命までご確認ください。 |     |                                                                                                                                                                          |     |                                     |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
| 契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)                                                                              |     |                                                                                                                                                                          |     |                                     |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
| 据置期間                                                                                               | 5年  | 0歳～85歳                                                                                                                                                                   |     |                                     |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
|                                                                                                    | 10年 | 0歳～80歳                                                                                                                                                                   |     |                                     |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
| 契約日                                                                                                |     | 一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日                                                                                                                                         |     |                                     |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
| 契約者                                                                                                |     | 被保険者の3親等以内の血族または配偶者                                                                                                                                                      |     |                                     |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
| 年金受取人                                                                                              |     | 被保険者もしくは契約者                                                                                                                                                              |     |                                     |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
| 死亡保険金受取人                                                                                           |     | 被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族                                                                                                                                                 |     |                                     |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
| 年金種類                                                                                               |     |                                                                                                                                                                          |     |                                     |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
| 年金種類と年金支払開始年齢の範囲                                                                                   |     | 【確定年金(年金支払期間:5、10、15、20年)】5歳～90歳<br>【年金総額保証付終身年金】50歳～90歳                                                                                                                 |     |                                     |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
|                                                                                                    |     | ※確定年金における最終年金支払日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。                                                                                                                              |     |                                     |     |     |   |    |   |   |   |     |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                   |  |  |     |     |     |            |    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |

|              |                                                                                    |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険料の払込方法     | 一時払のみ                                                                              |
| クーリング・オフの取扱  | クーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)の対象です。<br>クーリング・オフ制度についての詳細は、P.32～P.33またはP.54～P.55をご覧ください。 |
| 定期支払コース      | 契約日後の毎年の契約応当日に被保険者が生存している場合、定期支払金をお受け取りいただけます。                                     |
| 支払時期         | 定期支払日(毎年の契約応当日)                                                                    |
| 定期支払額        | 直近1年間の積立利率による利息相当分                                                                 |
| 定期支払金の通貨     | 契約通貨にてお受け取りいただきます。(円支払特約の付加により、円でのお受取が可能です。)                                       |
| その他付加できる主な特約 |                                                                                    |
| 遺族年金支払特約     | 死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取にかえて年金形式で受け取ることができます。                                        |
| 円入金特約        | 一時払保険料を円で入金することができます。                                                              |
| 円支払特約        | 死亡保険金、解約払戻金、定期支払金などを円で受け取ることができます。                                                 |
| 指定代理請求特約     | あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。                                      |
| 年金支払開始日の繰下げ  | 年金支払開始日の前日に年金支払開始日を繰り下げることができます。                                                   |
| 繰下げ期間        | 1年、5年、10年(コース、契約通貨により異なります。)                                                       |
| 繰下げ可能年齢      | 繰下げ後の年金支払開始日における被保険者の年齢が90歳まで継続できます。                                               |
| 通貨の転換        | 繰下げ時に契約通貨を他の通貨に転換できます。                                                             |
| 増額・一部解約      | お取り扱いいたしません。                                                                       |



# ご契約のお取扱について②

## お手持ちのご資金と一時払保険料のお払込について (契約通貨が外貨の場合)

この商品は、契約通貨が外貨の場合、一時払保険料を円または契約通貨でお払い込みいただけます。お申込にあたり、お手持ちのご資金(通貨)ごとに、下記のいずれかのお払込方法をご選択いただけます。

| 契約通貨                                          | お手持ちのご資金(通貨)                                    | 円入金特約 | 保険会社宛の一時払保険料払込通貨                                |                  | クーリング・オフ(お申込の撤回・契約の解除)の際の返還通貨               |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------|------------------|---------------------------------------------|
|                                               |                                                 |       |                                                 | 契約通貨への交換         |                                             |
| <div>外貨</div> <div>米ドル 豪ドル<br/>ユーロ NZドル</div> | <div>円</div>                                    | 付加する  | <div>円</div>                                    | 三井住友海上プライマリー生命*1 | <div>円</div>                                |
|                                               |                                                 | 付加しない | <div>契約通貨</div> <div>米ドル 豪ドル<br/>ユーロ NZドル</div> | 銀行等*2            | <div>契約通貨</div> <div>保険会社宛の一時払保険料払込通貨</div> |
|                                               | <div>契約通貨</div> <div>米ドル 豪ドル<br/>ユーロ NZドル</div> | —     | <div>契約通貨</div> <div>米ドル 豪ドル<br/>ユーロ NZドル</div> | —                | <div>契約通貨</div> <div>保険会社宛の一時払保険料払込通貨</div> |

\*1 円でお払い込みいただく場合、三井住友海上プライマリー生命に着金する日の円入金特約レートで払込金額を契約通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとしてお取り扱いします。  
\*2 銀行等での交換にかかる諸手数料は金融機関ごとに異なります。くわしくは取扱金融機関にお問い合わせください。  
※ニュージーランドをNZと表記しています。

|                              |                            |
|------------------------------|----------------------------|
| 円入金特約について                    | くわしくはP.22またはP.45           |
| クーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)について | くわしくはP.32~P.33またはP.54~P.55 |

!

ご注意ください

お手持ちのご資金(通貨)が円で、円入金特約を付加せず、銀行等で円を契約通貨に交換してお払い込みいただいた場合は、契約通貨でお払い込みいただいたものとしてお取り扱いします。

この場合、クーリング・オフの際に返還する通貨は契約通貨となります。そのため、返還された一時払保険料(契約通貨)を円に交換する場合、為替相場の変動や金融機関所定の為替手数料等のご負担により、お払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※お手持ちのご資金(通貨)が契約通貨と異なる外貨で、銀行等で契約通貨に交換する場合も、同様のリスクが生じるおそれがあります。

## 費用、解約、税金について

費用、解約、税金については、以下のページをご確認ください。

|        | 年金原資充実コース | 定期支払コース   |
|--------|-----------|-----------|
| 費用について | P.29~P.30 | P.51~P.52 |
| 解約について | P.24~P.26 | P.47~P.49 |
| 税金について | P.37~P.38 | P.59~P.60 |

## 積立利率と為替レートのお問い合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

|       |                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 積立利率  | 年金支払開始日の年金原資等を計算するために、契約日、コース、契約通貨、据置期間に応じて定める利率です。    |
| 指標金利  | 積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。           |
| 為替レート | 円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*です。 |

\* 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降、ユーロ(EUR):午前11時00分以降、ニュージーランドドル(NZD):午前11時00分以降よりご案内しております。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル

0120-125-104

受付時間:営業日の午前9時~午後5時

最新の積立利率・  
為替レートはこちら▶

※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。くわしくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。



# ご確認くださいたい事項

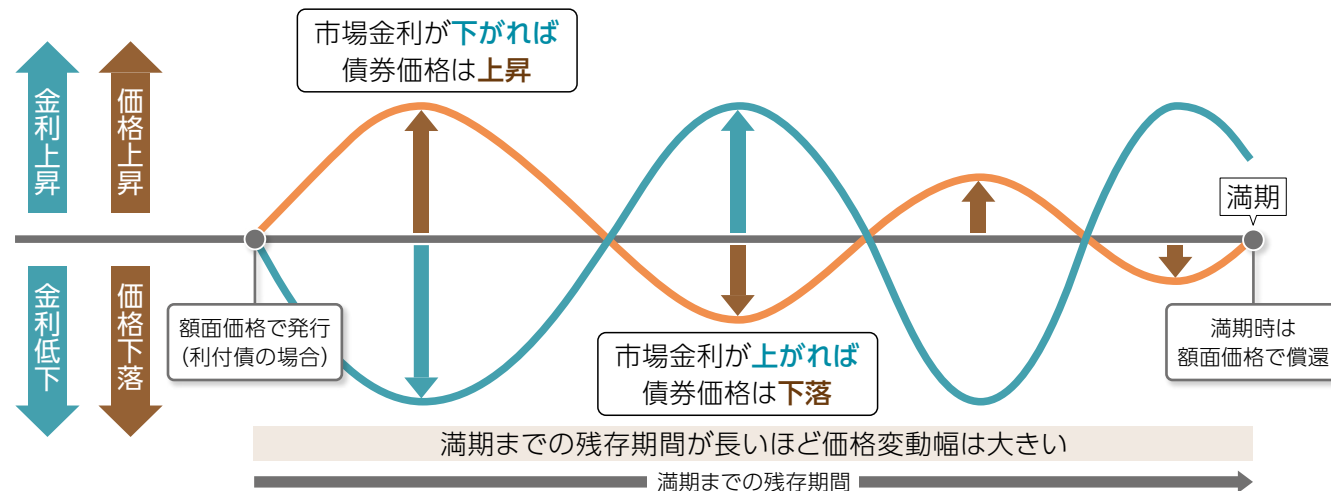
## 解約時のリスクについて

この商品の解約払戻金には、**金利(市場調整)**が影響し、定期支払コースでは**解約控除**も適用されます。さらに解約払戻金を円で受け取る場合は**為替**も影響します。

### 市場調整とは

市場金利の変動に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約払戻金に反映させるしくみがあります。一般的に市場金利が高くなると債券の価格は下落するため解約払戻金額は減少し、市場金利が低くなると債券の価格は上昇するため解約払戻金額は増加します。

【市場金利と債券価格の相関イメージ】 — 市場金利の動き — 債券価格の動き



※市場調整の計算について詳細はP.24またはP.47をご確認ください。

### 市場調整に用いる金利(指標金利)の変動が解約払戻金に与える影響

前提 コース:定期支払コース / 契約通貨:米ドル / 積立利率:4.01% / 契約日の指標金利:4.98% / 据置期間:10年

【一時払保険料に対する解約払戻金額の割合の例】

| 経過年数 | 解約日の指標金利ごとの解約払戻金額の割合(対一時払保険料比) |            |            |            |            |
|------|--------------------------------|------------|------------|------------|------------|
|      | 7.98%(+3%)                     | 5.98%(+1%) | 4.98%(±0%) | 3.98%(−1%) | 1.98%(−3%) |
| 1年   | 72.2%                          | 86.4%      | 94.6%      | 103.5%     | 124.4%     |
| 3年   | 77.9%                          | 89.3%      | 95.8%      | 102.7%     | 118.3%     |
| 5年   | 83.8%                          | 92.3%      | 97.0%      | 101.9%     | 112.6%     |
| 7年   | 90.0%                          | 95.3%      | 98.2%      | 101.1%     | 107.2%     |
| 10年  | 104.0%                         | 104.0%     | 104.0%     | 104.0%     | 104.0%     |

解約日の指標金利が  
契約日より高い場合

解約払戻金額は  
減少します

解約日の指標金利が  
契約日より低い場合

解約払戻金額は  
増加します

※上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。経過年数10年は一時払保険料に対する年金原資の割合を表示しています。また、経過年数に応じた解約控除率を加味し、解約払戻金額を算出しています。なお、定期支払額は含まれていません。

※小数第2位を切り捨てて表示しています。

※( )内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

【ご参考】契約通貨ごとの過去の指標金利の変動幅

| 契約通貨  | 米ドル    | 豪ドル    | ユーロ    | ニュージーランドドル |
|-------|--------|--------|--------|------------|
| 最大上昇幅 | +4.44% | +4.09% | +3.12% | +5.08%     |
| 最大下落幅 | −2.75% | −3.08% | −1.96% | −2.68%     |

※2014年7月1日(ニュージーランドドルのみ2018年2月5日)以降各積立利率適用日の指標金利を基準に、2024年11月30日までの実績値における最大上昇幅と最大下落幅を表示しています。

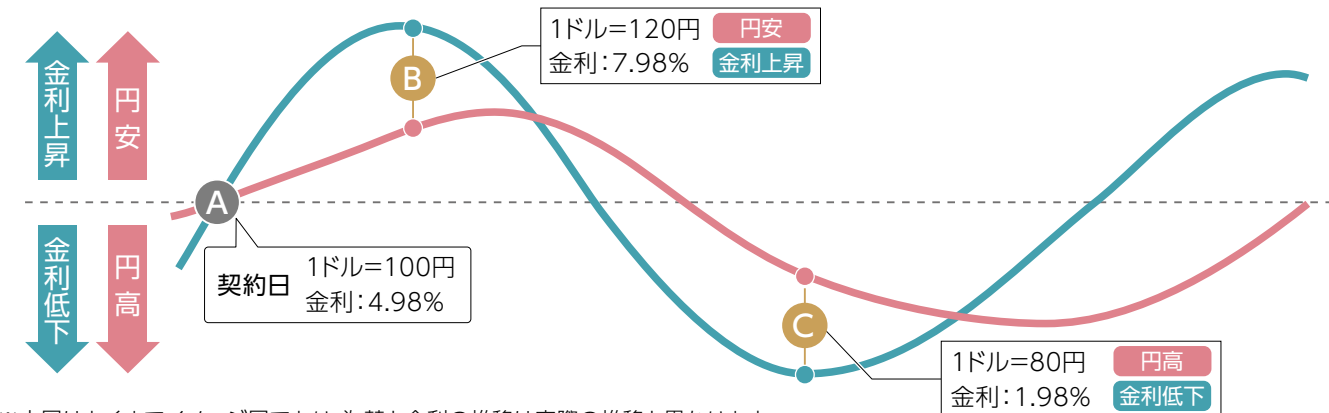
※次ページも必ずご確認ください。

## 為替と金利が解約払戻金に与える影響について

**金利(市場調整)**に加え、**為替**が解約払戻金に与える影響は、以下のとおりです。

前提 コース:定期支払コース / 契約通貨:米ドル / 積立利率:4.01% / 据置期間:10年 / 円入金額:1,000万円 / 一時払保険料:100,000ドル / 為替レート(1ドル=): A 100円 B 120円 C 80円 / 指標金利: A 4.98% B 7.98% C 1.98%

【イメージ図】 — 為替 — 市場調整に用いる金利(指標金利)



※上図はあくまでイメージ図であり、為替と金利の推移は実際の推移と異なります。

【解約払戻金額シミュレーション】

(単位:米ドル(円換算額は円))

| 経過年数 | 市場環境                                      | ①<br>保障基準価格 | ②<br>市場調整額 | ③<br>解約控除額<br>(解約控除率) | ④<br>解約払戻金額<br>④=①−②−③<br>(対一時払保険料比) | 円換算額<br>(対円入金額比)     |
|------|-------------------------------------------|-------------|------------|-----------------------|--------------------------------------|----------------------|
|      |                                           |             |            |                       | 市場調整の影響あり                            | 為替の影響あり              |
| 1年   | B<br>契約日より<br>為替<br>20円円安<br>指標金利<br>3%上昇 | 100,000     | 22,399     | 5,400<br>(5.4%)       | 72,201<br>(72.2%)                    | 8,664,120<br>(86.6%) |
| 3年   | C<br>契約日より<br>為替<br>20円円高<br>指標金利<br>3%低下 | 100,000     | −22,501    | 4,200<br>(4.2%)       | 118,301<br>(118.3%)                  | 9,464,080<br>(94.6%) |

※上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。

なお、定期支払額は含まれていません。

※比率は、小数第2位を切り捨てて表示しています。

※解約払戻金の計算について詳細はP.47をご確認ください。

解約払戻金の円換算額は、円安の場合であっても、市場調整の影響により、プラスとならない場合があります。

### 解約控除について

解約控除に関してはP.52をご確認ください。

「契約概要」P.24～P.26またはP.47～P.49の「8.解約払戻金について」もあわせてご確認ください。

金利変動リスクとは...

2分でわかる!

解説動画を配信中



# アフターサービスについて

## お客さまサポート

### ホームページ プライマリー生命マイページ

- ご契約内容・積立利率の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。



※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合は、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができません。

### 【ご利用までの流れ】

#### ① ログイン画面

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。  
契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

#### ② 認証コード入力

ご登録いただいたメールアドレス宛にお送りする認証コードを入力してください。

#### ③ ログイン完了

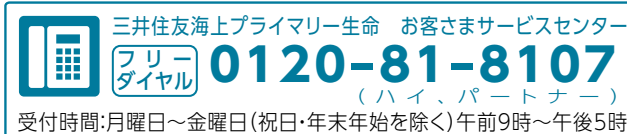
任意のパスワードに変更して、マイページをご利用ください。

### お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取寄

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意の上、ご契約者さまよりお問い合わせください。

※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。



## ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

|       |                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ご契約後  | 保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等<br>契約者宛に転送不要・簡易書留で郵送します。                                                                           |
| 据置期間中 | ご契約状況のお知らせ<br>毎年1回、契約者宛にご案内*します。<br>* 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。<br><b>定期支払</b> 契約応当日を迎える場合<br>定期支払金をお振込後「お手続き完了のお知らせ」を郵送します。 |
| 年金受取前 | 年金受取に関する請求書類<br>契約者宛に郵送します。<br>※年金受取人が請求書類に必要事項を記入し、必要書類とあわせて年金支払開始日の14日前までに返送ください。                                                |
| 年金受取中 | 年金証書／お支払通知書<br>1回目の年金支払時、年金証書を郵送します。また、年金支払の都度、お支払通知書を郵送します。                                                                       |

※記載の内容は、2025年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

## Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」\*をご提供しています。

\* ご契約内容や各種情報をご確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

### 【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

## 安心してご契約を継続いただくためのご案内

### ご家族登録サービス



自分だけ契約内容を把握しているのは不安…

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。  
ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。  
保険証券に同封している申込書でお申し込みいただけます。

### 指定代理請求特約



将来、寝たきり等で住所変更や口座変更等の手続きができなくなってしまうら、  
どうしたらよいだろう…

年金支払期間中に、年金受取人が認知症や寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、住所変更や口座変更等の請求ができない場合、あらかじめ「指定代理請求特約」を付加いただくことで、ご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人に代わって当請求を行うことが可能です。  
※指定代理請求特約は被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ付加することができます。

### その他お困りごと



父が寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、介護施設に入居するための  
まとまった費用が必要だが、父の保険契約を解約できなくて困っています。

お客さまの大切な保険契約をお守りするため、原則としてご本人以外からのお手続きはできません。  
ご本人によるお手続きが難しい場合、成年後見制度のご利用をお願いいたします。なお、上記内容に限らず、お客さま個々のご事情に寄り添いご相談を承りますので、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。



# 契約概要



**この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。**

記載のお支払事由やお支払に際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

## 年金原資充実コース

### 1 この保険のしくみについて

この保険は、3種類の通貨から契約通貨をご選択いただき、契約日の積立利率により契約通貨建てで運用しながら、年金支払開始日前の死亡保障や解約払戻金を低く抑えることにより、年金支払開始日の年金原資を大きくするしくみの生命保険商品です。

**ご契約時にご選択いただいたコースは、以後別のコースに変更することはできません。また、選択するコースにより積立利率が異なりますので、ご注意ください。**

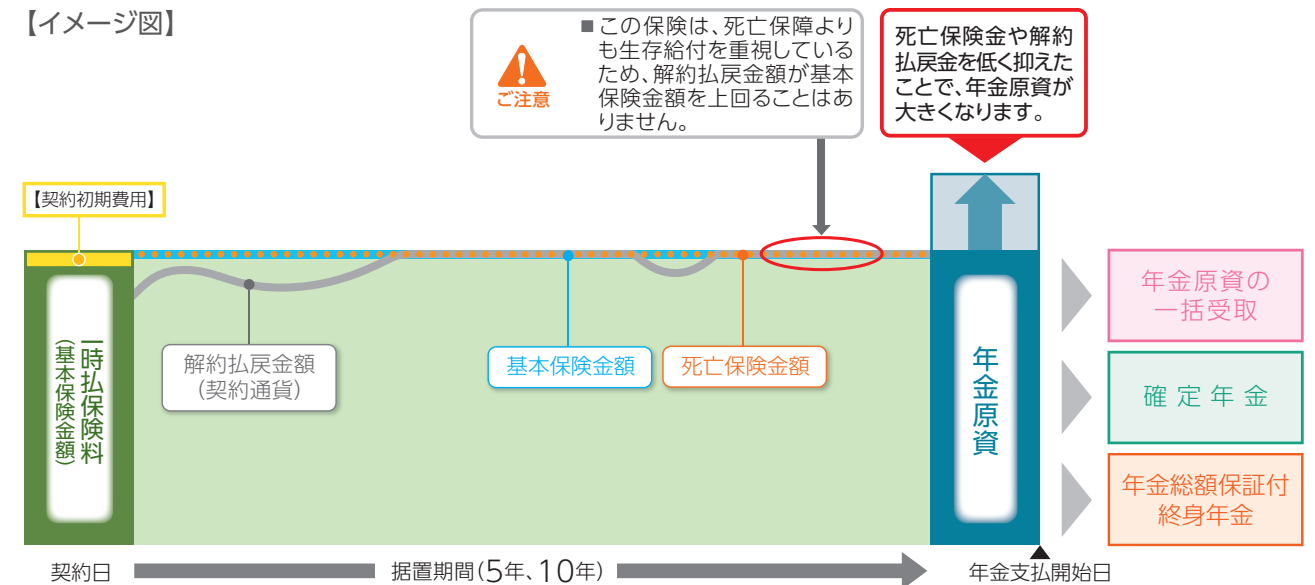
『ブロードウェイ ワールドⅢ』（年金原資充実コース）の正式名称は、年金開始時年金額確定特約付通貨選択生存保障重視型個人年金保険です。

**この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。**

※ くわしくは、「注意喚起情報」P.31の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

死亡保障よりも生存給付を重視し、年金支払開始日前の死亡保障や解約払戻金を低く抑えることで、将来の年金原資を大きくします。

【イメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、解約払戻金等を保証するものではありません。

### 2 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日に適用される積立利率は、契約通貨および据置期間に応じて異なり、据置期間中に変更されることはありません。
- 積立利率は、契約通貨および据置期間に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差し引いた利率です。  
※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
- 将来の年金および死亡保険金等を支払うために積み立てる積立金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に積立利率を適用して経過した年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法で計算し、積立金額が基本保険金額を下回っている期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。そのため、**積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。**
- **積立利率は、年金支払開始日における年金原資の、一時払保険料に対する実質的な利回り（年複利）とは異なります。**

## 3 年金について

### 1. 年金受取

年金原資を基に年金支払開始日以後年金でお受け取りいただけます。

年金の受取方法として次の中からご選択いただけます。また、年金でのお受取にかえて一括でのお受取もご選択いただけます。

#### ● 確定年金【年金支払期間：5年、10年、15年、20年】

設定された期間中、毎年定額の年金をお受け取りいただくことができます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金＜＊＞としてお受け取りいただくことができます。

＜＊＞ 死亡一時金のお受取にかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受け取りいただくこともできます。

#### ● 年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受け取りいただくことができます。また被保険者が死亡された場合でも、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受け取りいただくことができます。

※ 確定年金の年金支払期間の設定にあたっては、最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。

※ 年金額が10万円（米ドルの場合、1,000米ドル／豪ドルの場合、1,000豪ドル）に満たない場合は、年金によるお受取にかえて一括でのお受取となります。

※ 年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお受け取りいただけます。（契約通貨が外貨の場合、年金支払開始日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円を上限とします。）



ご注意

- ・ 将来受け取る年金額は、年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご契約時には定まっていません。
- ・ 年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。
- ・ 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

### 2. 継続運用

年金支払開始日を1年繰下げることにより、運用を継続することができます。この際、契約通貨を三井住友海上プライマリー生命の取扱範囲内で変更することができます。



ご注意

年金支払開始日の繰下げで適用される利率は、更改日、契約通貨により異なります。

## 4 保障の内容について

### 死亡保険金

年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただきます。



ご注意

免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払ができないことがあります。免責事由についてくわしくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

## 5 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

## 6 主契約に付加できる主な特約について

#### ● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払にかえて年金形式でお支払いします。

#### ● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払い込みいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル／豪ドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

#### ● 円支払特約

外貨建契約の死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受け付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

#### ● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約についてくわしくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。



## 7 ご契約のお取扱について

| 契約通貨                      |    | 米ドル／豪ドル／円                                                                          |        |
|---------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 一時払保険料                    | 最低 | 【外貨】1万通貨単位(1通貨単位)<br>【円】100万円(1万円単位)<br>※ 円入金特約を付加した場合は、100万円となります。                |        |
|                           | 最高 | 【外貨】契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算して10億円<br>【円】10億円                                     |        |
| 据置期間                      |    | 5年                                                                                 | 10年    |
| 契約年齢<br>(契約日における被保険者の満年齢) |    | 0歳～85歳                                                                             | 0歳～80歳 |
| 年金支払期間                    |    | 確定年金：5年、10年、15年、20年<br>年金総額保証付終身年金：終身                                              |        |
| 年金支払開始年齢                  |    | 確定年金：5歳～90歳<br>※ 確定年金における最終年金支払日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。<br>年金総額保証付終身年金：50歳～90歳 |        |
| 保険料の払込方法                  |    | 一時払のみ<br>※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。                       |        |
| 増額                        |    | お取り扱いいたしません                                                                        |        |
| 一部解約                      |    | お取り扱いいたしません                                                                        |        |

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は、10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ この保険の保険期間は、据置期間と年金支払期間の2つからなります。

ご契約に際して、一時払保険料、据置期間、年金種類等の詳細については、申込書にてご確認ください。

## 8 解約払戻金について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。なお、年金支払開始日以後は解約することができません。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

解約払戻金額 = 市場調整価格

市場調整価格 = 解約日の積立金額<\*1> - 市場調整額

$$\text{市場調整額} = \text{解約日の積立金額}<*1> \times \left\{ 1 - \left[ \frac{1+i<*2>}{1+j<*3>} \right]^{\text{調整月数}<*4>/12} \right\}$$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

<\*1> 積立金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に基づき、積立利率や経過年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。

<\*2> iは、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。

<\*3> jは、解約日において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結する場合の積立利率の計算に用いる指標金利です。

<\*4> 調整月数は、解約日から年金支払開始日までの期間を、月単位で計算します。(端数日は切り上げます。)

※ 市場調整のしくみについては、P.26の<<市場調整について>>をご参照ください。



解約払戻金額は、上記の調整等により一時払保険料を下回る可能性があります。

【解約払戻金の例】

＜契約例＞被保険者契約年齢：60歳 性別：女性 契約通貨：米ドル  
一時払保険料（基本保険金額）：50,000米ドル 積立利率：4.50%  
契約日の指標金利：4.93% 据置期間：10年

| 経過年数 | 解約日の指標金利ごとの解約払戻金額（単位：米ドル） |                 |                 |                 |                 |
|------|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|      | 7.93%<br>（+ 3%）           | 5.93%<br>（+ 1%） | 4.93%<br>（± 0%） | 3.93%<br>（－ 1%） | 1.93%<br>（－ 3%） |
| 1年   | 38,512                    | 45,573          | 49,634          | 50,000          | 50,000          |
| 2年   | 41,400                    | 48,082          | 50,000          | 50,000          | 50,000          |
| 3年   | 44,519                    | 50,000          | 50,000          | 50,000          | 50,000          |
| 4年   | 47,889                    | 50,000          | 50,000          | 50,000          | 50,000          |
| 5年   | 50,000                    | 50,000          | 50,000          | 50,000          | 50,000          |
| 6年   | 50,000                    | 50,000          | 50,000          | 50,000          | 50,000          |
| 7年   | 50,000                    | 50,000          | 50,000          | 50,000          | 50,000          |
| 8年   | 50,000                    | 50,000          | 50,000          | 50,000          | 50,000          |
| 9年   | 50,000                    | 50,000          | 50,000          | 50,000          | 50,000          |
| 10年  | 74,727                    | 74,727          | 74,727          | 74,727          | 74,727          |

※ 上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。  
※ 経過年数10年は年金原資を表示しています。  
※ （ ）内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

| 年金支払開始日（経過年数10年）における年金原資等 |                   |                     |         |         |
|---------------------------|-------------------|---------------------|---------|---------|
| 契約通貨建て                    | 契約通貨建て<br>実質的な利回り | 為替レート＜＊＞が以下の場合の円換算額 |         |         |
|                           |                   | 120円                | 140円    | 160円    |
| 74,727米ドル                 | 4.10%             | 896万円               | 1,046万円 | 1,195万円 |

※ 円換算額は、千円以下を切り捨てて表示しています。  
＜＊＞ 為替レートは、例として1米ドル＝140円を基準とし、±20円で変動した場合の為替レートを表示しており、上限または下限を示すものではありません。実際の為替レートは、年金支払開始日における円支払特約で適用するレートを用います。

● 実質的な利回りについて

実質的な利回りとは、年金支払開始日における年金原資（契約通貨建て）を一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りのことをいいます。

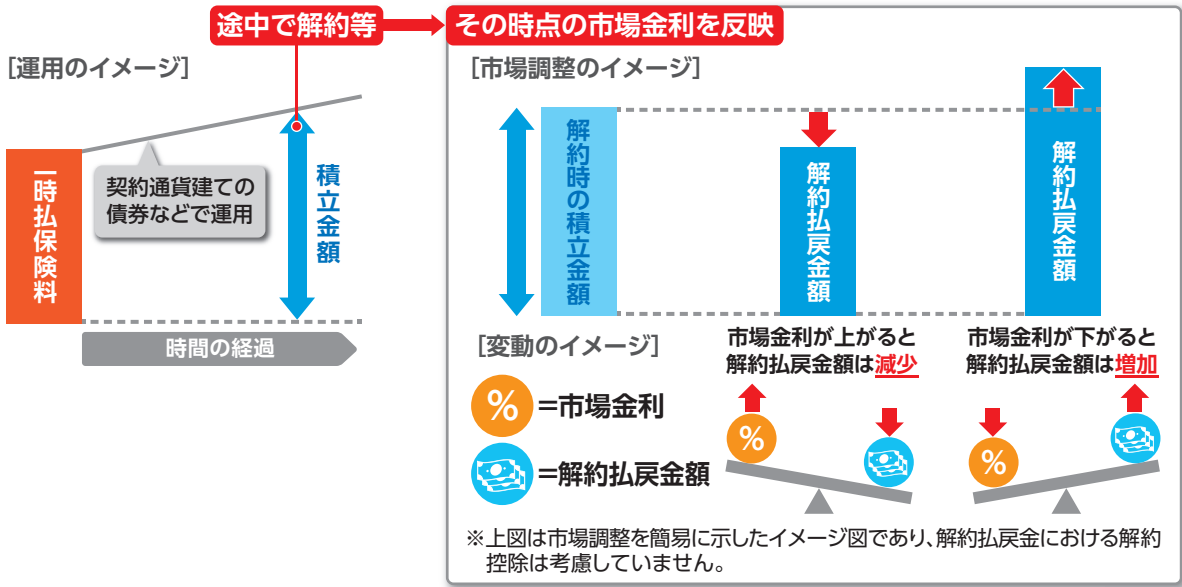
上記契約例の年金支払開始日（経過年数10年）における実質的利回り（年複利）は、4.10%（小数点第3位を四捨五入）です。契約初期費用や死亡保険金を支払うための費用が控除されること等により、実質的な利回りと積立利率は異なります。



- ・ 据置期間中に解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。
- ・ 積立利率および実質的な利回り（年複利）は契約通貨建ての利回りであり、円建ての利回りではありません。

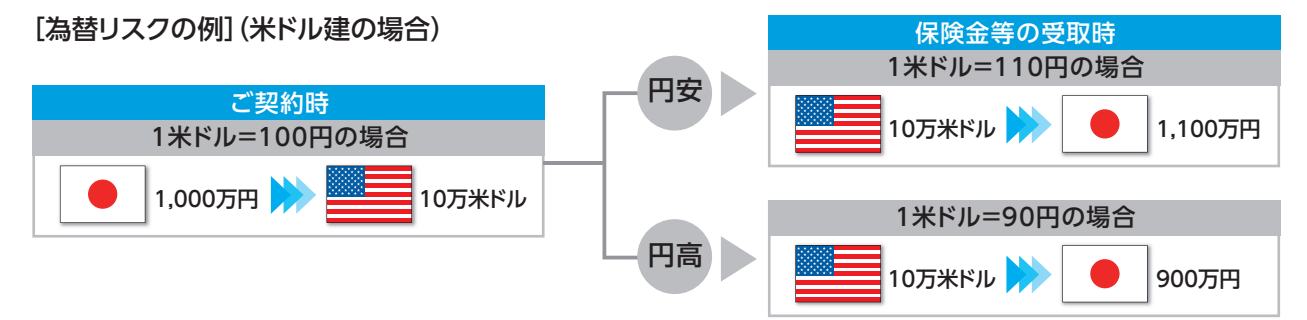
＜市場調整について＞

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。



## 9 為替リスクについて

年金、死亡保険金、解約払戻金等のお受取はすべて契約通貨となります。外貨建契約の場合、契約通貨と異なる通貨でお受取になる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.31の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

## 10 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.29の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

## 11 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受け取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。



# 注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



## 1. 諸費用に関する事項の概要について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計となります。

### ● ご契約時にご負担いただく費用

| 項目     | 目的            | 契約通貨 | 据置期間 | 費用          |
|--------|---------------|------|------|-------------|
| 契約初期費用 | ご契約の締結等に必要な費用 | 外貨   | 5年   | 一時払保険料の3%   |
|        |               |      | 10年  | 一時払保険料の5%   |
|        |               | 円    | 5年   | 一時払保険料の0.5% |
|        |               |      | 10年  | 一時払保険料の1%   |

※ ご契約の締結等に必要な費用は、契約初期費用としてご契約時にご負担いただくほか、保険関係費として積立利率の適用期間中にもご負担いただきます。なお、ご契約の締結等に必要な費用を重複してご負担いただくものではありません。

### ● 据置期間中にご負担いただく費用

- 据置期間中に適用される積立利率は、契約通貨、据置期間に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差し引いた利率です。なお、この指標金利は契約通貨および据置期間によって異なります。
  - ※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
  - ※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

- 積立金額が基本保険金額を下回っている期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

### ● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込、年金等の受取を外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を円で入金する場合と年金等を円で受け取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 保険料を円で入金する場合の円入金特約レート | TTM + 50 銭 |
| 年金等を円で受け取る場合の円支払特約レート | TTM - 50 銭 |

※ 仲値 (TTM) は、三井住友海上プライマリー生命所定の金融機関が公表する値となります。

### ● 年金支払期間中にご負担いただく費用 (遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)

| 項目    | 目的                           | 費用        | 時期および対象         |
|-------|------------------------------|-----------|-----------------|
| 年金管理費 | ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用 | 年金額に対して1% | 年金支払日に責任準備金から控除 |

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

### ● 解約時にご負担いただく費用

解約時にご負担いただく費用はありません。



## 2. この保険のリスクについて

### ● 為替リスクについて

この保険は、契約通貨が外貨の場合において、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合や、年金、死亡保険金、解約払戻金等（以下、年金等）を円でお受け取りいただく場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金等の合計額を円に換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

### ● 市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時的に保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により変動することとなります。

## 3

## 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込はできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込はできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

## 4

## この保険はクーリング・オフ制度（お申込の撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日＜＊1＞のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込の撤回または契約の解除（以下、お申込の撤回等）をすることができます。

＜＊1＞「契約締結前交付書面」の電磁的交付を希望されたお客さまは、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日となります。

### 【書面によるお申出】

書面によるお申込の撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

#### ＜郵送先＞

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル  
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

#### ＜記入内容＞

| 記載いただく事項                             | 記入例                                         |
|--------------------------------------|---------------------------------------------|
| ①申込番号<br>(契約申込書の右下に記載があります。)         | ①ABXXXXXXX                                  |
| ②書面送付先                               | ②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社                       |
| ③お申込の撤回をする旨の意思表示                     | ③申込の撤回を行います。                                |
| ④お申込の撤回を希望する理由（任意）                   | ④〇〇〇〇〇〇〇のため。                                |
| ⑤募集代理店                               | ⑤〇〇〇〇銀行                                     |
| ⑥一時払保険料の金額                           | ⑥10,000,000円                                |
| ⑦保険料送金済みの場合、返金口座<br>(申込者または契約者の本人口座) | ⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店<br>普通△△△△△△△△<br>口座名義人 ホケン タロウ |
| ⑧住所                                  | ⑧東京都千代田区〇〇町〇〇                               |
| ⑨電話番号（日中連絡先）                         | ⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇                               |
| ⑩生年月日                                | ⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日                                |
| ⑪契約者（申込者）フリガナ                        | ⑪ホケン タロウ                                    |
| ⑫契約者（申込者）氏名（自署）                      | ⑫保険 太郎                                      |

#### 【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録（申出フォーム）によるお申込の撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込の撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。（外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。）

#### ＜外貨建て契約におけるご注意点＞

- ・ 円入金特約を付加＜＊2＞して、保険料を円でお払い込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。
- ＜＊2＞ 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等でお申込の契約通貨（外貨）に交換し、契約通貨（外貨）で一時払保険料をお振り込みいただいた場合には、契約通貨（外貨）で同額を返還いたします。この場合、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨（外貨）に交換する場合は、その金融機関所定の為替手数料をご負担いただきます。また、返還された保険料を円に交換する場合にも所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨（外貨）に交換して、契約通貨（外貨）で返還された保険料を円に交換した場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円建てのご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

#### 次の場合には、お申込の撤回等をすることはできません。

- ・ 個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申込の撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込の撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）  
フリーダイヤル 0120-125-104  
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

## 5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申し込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引き受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

## 6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払ができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または死亡保険金受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消および不法取得目的による無効の場合、受け取った保険料は払い戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取り消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

## 7 解約払戻金について

解約払戻金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に基づき、積立利率や経過年数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した積立金額に対し、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。

詳細については、「契約概要」P.24の「8.解約払戻金について」をご参照ください。



## 8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820) までお問い合わせください。

## 9 為替リスクについて

契約通貨が外貨の場合の為替リスクについては、P.31の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

## 10 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

## 11 その他のご注意いただきたい事項について

### ■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込をされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

### ■ 個人情報のお取扱・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意の上、保険契約をお申し込みください。ご同意いただけない場合は、お申込をお引き受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

### ■ お引受にあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受はしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受はしておりません。

- ・ **被保険者が入院中の場合**  
次のケースについても入院中に準じた取扱となります。  
(1) 継続入院中の一時帰宅  
(2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅  
(3) 申込日以降の入院予定や検査入院  
(4) 余命宣告を受けた場合  
(5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

### ■ 一時払保険料の入金について

この保険では、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを適用して契約通貨と異なる外貨で入金することもできますが、裏表紙に記載の募集代理店ではお取扱をしておりません。このため、契約通貨と異なる外貨を原資としてご契約いただく場合、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レート(為替クロスレート)と、お客さまに適用される為替レートとは異なることがあります。

## 12 保険会社の商号と住所等について

|        |                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 商 号    | 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社                                                |
| 住 所    | 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル                          |
| TEL    | 0120-125-104                                                        |
| ホームページ | <a href="https://www.ms-primary.com">https://www.ms-primary.com</a> |

# 13 税金のお取扱について

契約通貨が外貨の場合、この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

| 科目    | 円換算日                       | 換算時為替レート           |
|-------|----------------------------|--------------------|
| 保険料   | 保険料領収日                     | 対顧客電信売買相場の仲値 (TTM) |
| 年金    | 年金支払日                      |                    |
| 解約払戻金 | 請求受付日                      |                    |
| 死亡保険金 | 支払事由の発生日<br>(相続税の対象となる場合)  | 対顧客電信買相場 (TTB)     |
|       | 死亡保険金の支払日<br>(所得税の対象となる場合) | 対顧客電信売買相場の仲値 (TTM) |

※ 据置期間が5年の契約において年金原資の一括受取をした場合、または確定年金を選択し、契約日より5年以内に解約をした場合、円換算した額で利益が発生していれば源泉分離課税の対象となります。この場合の保険料の換算時為替レートは対顧客電信売相場 (TTS)、一括受取・解約の換算時為替レートは対顧客電信買相場 (TTB) となります。円換算した額で課税されるため、加入時より円安となった場合、税引後の外貨建ての受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

## ● 一時払保険料の税務

お払い込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除＜＊1＞」の対象となります。  
＜＊1＞ 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

## ● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対し以下のとおり課税されます。

| 年金種類        | 契約日から5年以内の解約の場合 | 契約日から5年超の解約の場合 |
|-------------|-----------------|----------------|
| 確定年金        | 20%源泉分離課税       | 所得税（一時所得）＋住民税  |
| 年金総額保証付終身年金 |                 |                |

## ● 死亡保険金に対する課税

| 契約者 | 被保険者    | 死亡保険金受取人 | 税金の種類         |
|-----|---------|----------|---------------|
| 本人  | 本人      | 配偶者または子  | 相続税＜＊2＞       |
| 本人  | 配偶者または子 | 本人       | 所得税（一時所得）＋住民税 |
| 本人  | 配偶者（子）  | 子（配偶者）   | 贈与税           |

＜＊2＞ 「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

## ● 年金支払開始時に年金原資を一括で受け取る場合の課税

| 契約日から5年以内 | 契約日から5年超      |
|-----------|---------------|
| 20%源泉分離課税 | 所得税（一時所得）＋住民税 |

※ 契約者と年金受取人が異なる場合は、契約日からの経過年数に関わらず贈与税が課税されます。

## ● 年金に対する課税

| 契約形態             | 課税時             |             | 税金の種類         |
|------------------|-----------------|-------------|---------------|
| 契約者と年金受取人が同一人の場合 | 毎年の年金支払時        |             | 所得税（雑所得）＋住民税  |
|                  | 年金支払開始後の一括での受取時 | 確定年金        | 所得税（一時所得）＋住民税 |
|                  |                 | 年金総額保証付終身年金 | 所得税（雑所得）＋住民税  |
| 契約者と年金受取人が異なる場合  | 年金支払開始時         |             | 贈与税＜＊3＞       |
|                  | 毎年の年金支払時        |             | 所得税（雑所得）＋住民税  |

＜＊3＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

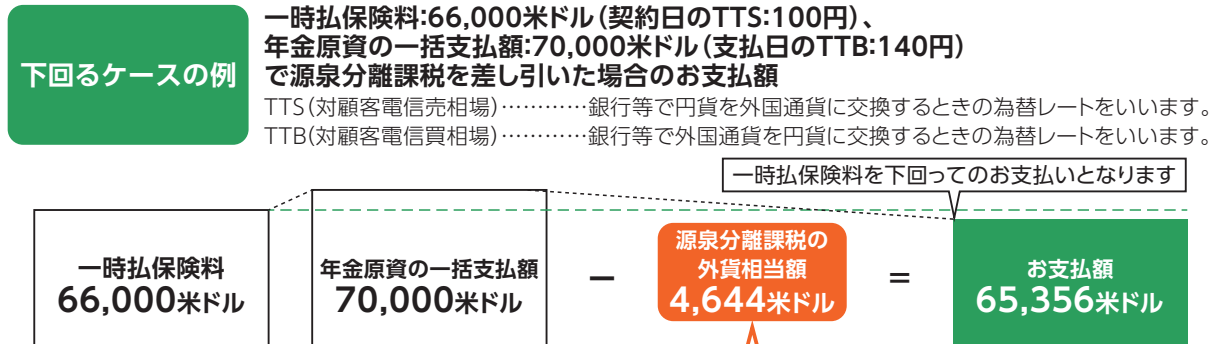


- 税金のお取扱についての詳細は、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- 税制上のお取扱は2025年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱については所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

### ＜参考＞

● 外貨でお受け取りの場合で、年金支払開始の時点で加入時より円安となっている場合、税引き後の支払額が、一時払保険料を下回るケースがあります。

入金時・支払時における円貨換算額で差益を計算し、支払日のTTBで源泉分離課税の外貨相当額の金額を差し引いてお支払額を算出しますので、為替相場の影響によりお支払額が外貨ベースでも一時払保険料を下回るケースが発生します。



年金原資の一括支払額から一時払保険料（必要経費）を差し引いた額  
3,200,000円＝(70,000米ドル×140円／米ドル)－(66,000米ドル×100円／米ドル)  
差益から源泉分離課税の米ドル相当額を算出する  
所得税：3,501米ドル＝(3,200,000円×15.315%)÷140円／米ドル  
地方税：1,143米ドル＝(3,200,000円×5%)÷140円／米ドル  
※源泉分離課税の米ドル相当額の算出にあたっては、米ドル未満を切り上げて表示しております。

## 14 保険金等のお支払に関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払を行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払の可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。）

## 15 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

お問い合わせ・  
ご相談受付先

フリーダイヤル

**0120-125-104**

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

## 16 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。



# 契約概要



**この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。**

記載のお支払事由やお支払に際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

## 定期支払コース

### 1 この保険のしくみについて

この保険は、契約通貨（米ドル・豪ドル・ユーロ・ニュージーランドドル）をご選択いただき、契約日の積立利率により契約通貨建てで運用した年金原資に基づいて、年金支払開始日以後、年金をお支払いするしくみの一時払の生命保険商品です。

ご契約時にご選択いただいたコースは、以後別のコースに変更することはできません。また、選択するコースにより積立利率が異なりますので、ご注意ください。

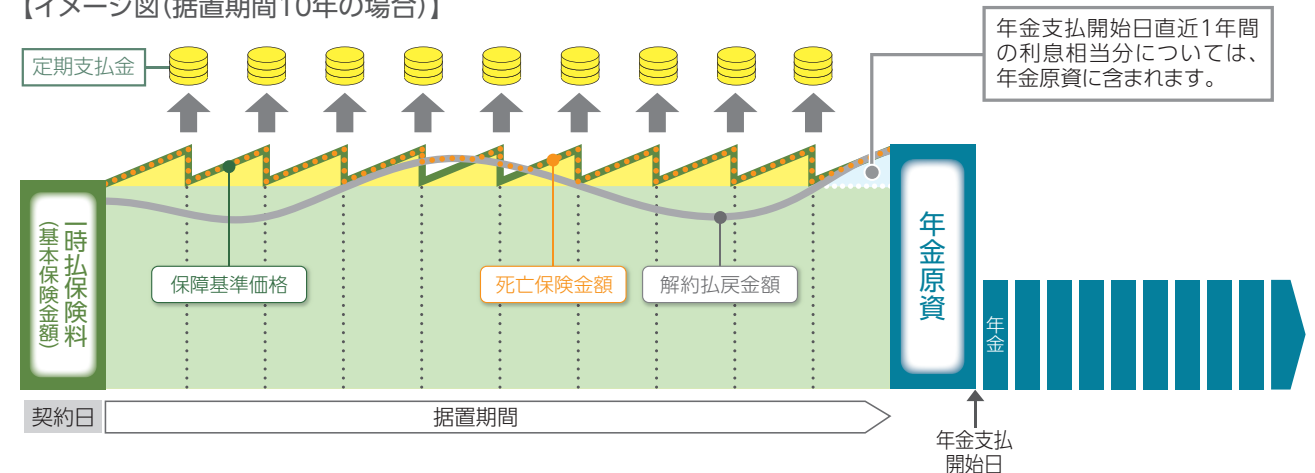
『ブロードウェイ ワールドⅢ』（定期支払コース）の正式名称は、通貨選択型定額個人年金保険です。定期支払コースには、定期支払特約が付加されます。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ くわしくは、「注意喚起情報」P.53の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

契約日後の毎年の契約応当日に被保険者が生存している場合、定期支払金（直近1年間の積立利率による利息相当分）を解約控除なしでお支払いします。

【イメージ図（据置期間10年の場合）】



※ 上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。



- ・ 定期支払特約の保険期間は、契約日から年金支払開始日の前日までとなります。また、年金支払開始日が繰り下げられたときは、この特約の満了日も繰り下げられます。ただし、次の場合この特約は繰下げ前の年金支払開始日に消滅します。
  - ・ 繰下げ後の主契約の積立利率が1%以下の三井住友海上プライマリー生命の定める下限を下回るとき
  - ・ 三井住友海上プライマリー生命がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- ・ 死亡保険金の支払事由が発生していたにもかかわらず、定期支払金をご契約者に支払われていた場合には、お支払いする死亡保険金は、既に支払った定期支払金を差し引いた額とします。
- ・ 定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差し引いた額に改められます。

## 2 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日に適用される積立利率は、契約通貨および据置期間に応じて異なり、据置期間中に変更されることはありません。
- 積立利率は、契約通貨および据置期間に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差し引いた利率です。  
※ 保険関係費とは、死亡保障に備えるための死亡保障費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率、定期支払金のお支払いのための保険関係費率をいいます。
- 将来の年金、保険金および解約払戻金等を支払うための基準となる保障基準価格は、一時払保険料に、積立利率を適用して経過した期間により計算します。
- 積立利率は、年金支払開始日における年金原資と据置期間中の定期支払金の受取累計額の合計の、一時払保険料に対する実質的な利回り（年複利）とは異なります。

## 3 年金について

### 1. 年金受取

年金原資を基に年金支払開始日以後年金でお受け取りいただけます。

年金の受取方法として次の中からご選択いただけます。また、年金でのお受取にかえて一括でのお受取もご選択いただけます。

#### ● 確定年金【年金支払期間：5年、10年、15年、20年】

設定された期間中、毎年定額の年金をお受け取りいただくことができます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金＜＊＞としてお受け取りいただくことができます。

＜＊＞ 死亡一時金のお受取にかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受け取りいただくこともできます。

#### ● 年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受け取りいただくことができます。また被保険者が死亡された場合でも、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受け取りいただくことができます。

※ 確定年金の年金支払期間の設定にあたっては、最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。

※ 年金額が10万円（米ドルの場合、1,000米ドル／豪ドルの場合、1,000豪ドル／ユーロの場合、1,000ユーロ／ニュージーランドドルの場合、1,000ニュージーランドドル）に満たない場合は、年金によるお受取にかえて一括でのお受取となります。

※ 年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお受け取りいただけます。（契約通貨が外貨の場合、年金支払開始日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円を上限とします。）



- ・ 将来受け取る年金額は、年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご契約時には定まっていません。
- ・ 年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。
- ・ 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

## 2. 継続運用

年金支払開始日を繰り下げることにより、運用を継続することができます。この際、契約通貨や繰下げ期間を三井住友海上プライマリー生命の取扱範囲内で変更することができます。



- ・ 適用される積立利率は、更改日、契約通貨および繰下げ期間により異なります。
- ・ 年金支払開始日の繰下げをした期間内に解約する場合には、解約控除および市場調整が適用されます。（繰下げ期間1年の場合は除きます。）

## 4 保障の内容について

### 死亡保険金

据置期間中に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。

- ① 被保険者が死亡された日における保障基準価格
- ② 被保険者が死亡された日における解約払戻金額



免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払ができないことがあります。免責事由についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 5 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

## 6 主契約に付加できる主な特約について

### ● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払にかえて年金形式でお支払いします。

### ● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払込みいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートをを用いて外貨（米ドル／豪ドル／ユーロ／ニュージーランドドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

### ● 円支払特約

外貨建契約の死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、死亡保険金、解約払戻金などについては、三井住友海上プライマリー生命が請求を受け付けた日＜＊＞における所定の為替レート、定期支払金については、定期支払日と三井住友海上プライマリー生命が請求を受け付けた日のいずれか遅い日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

### ● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約についてくわしくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

## 7 ご契約のお取扱について

| 契約通貨                      |    | 米ドル／豪ドル／ユーロ／ニュージーランドドル                                                             |        |
|---------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 一時払保険料                    | 最低 | 1万通貨単位（1通貨単位）<br>※ 円入金特約を付加した場合は、100万円となります。                                       |        |
|                           | 最高 | 契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算して 10億円                                                   |        |
| 据置期間                      |    | 5年                                                                                 | 10年    |
| 契約年齢<br>(契約日における被保険者の満年齢) |    | 0歳～85歳                                                                             | 0歳～80歳 |
| 年金支払期間                    |    | 確定年金：5年、10年、15年、20年<br>年金総額保証付終身年金：終身                                              |        |
| 年金支払開始年齢                  |    | 確定年金：5歳～90歳<br>※ 確定年金における最終年金支払日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。<br>年金総額保証付終身年金：50歳～90歳 |        |
| 保険料の払込方法                  |    | 一時払のみ<br>※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。                       |        |
| 増額                        |    | お取り扱いいたしません                                                                        |        |
| 一部解約                      |    | お取り扱いいたしません                                                                        |        |

※ 通貨・金利環境等により、お取扱範囲を変更する場合があります。

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は、10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ この保険の保険期間は、据置期間と年金支払期間の2つからなります。

ご契約に際して、一時払保険料、据置期間、年金種類等の詳細については、申込書にてご確認ください。



## 8 解約払戻金について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。なお、年金支払開始日以後は解約することができません。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた一定割合（解約控除額）を差し引いた金額となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

$$\text{解約払戻金額} = \text{①市場調整価格} - \text{②解約控除額}$$

$$\text{①市場調整価格} = \text{A 解約日の保障基準価格}<＊1> - \text{B 市場調整額}$$

$$\text{A 解約日の保障基準価格}<＊1> = \text{一時払保険料} \times (1 + \text{積立利率})^{\text{経過年数}}$$

$$\text{B 市場調整額} = \text{A 解約日の保障基準価格}<＊1> \times \left\{ 1 - \left( \frac{1 + i<＊2>}{1 + j<＊3>} \right)^{\text{残存月数}<＊4> / 12} \right\}$$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

<＊1> 保障基準価格とは、一時払保険料を積立利率で運用した価格です。

<＊2> i は、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。

<＊3> j は、解約日において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結する場合の積立利率の計算に用いる指標金利です。

<＊4> 残存月数は、解約日から年金支払開始日までの期間を、月単位で計算します。（端数日は切り上げます。）

※ 市場調整のしくみについては、P.49の《市場調整について》をご参照ください。

$$\text{②解約控除額} = \text{一時払保険料} \times \text{所定の解約控除率}<＊5>$$

<＊5> 解約控除率については、P.52をご参照ください。

- 年金支払開始日を繰り下げた場合は、「契約日」を「繰下げ前の年金支払開始日」と、「一時払保険料」を「繰下げ前の年金支払開始日における保障基準価格」と読み替えて上記の調整および控除を適用します。
- 繰下げ年数が1年の場合は、市場調整および解約控除を適用せず、保障基準価格を解約払戻金とします。



解約払戻金額は、上記の調整および控除により、一時払保険料を下回る可能性があります。

### 【解約払戻金の例】

<契約例> 定期支払コース 契約通貨：米ドル 一時払保険料：20,000米ドル  
積立利率：3.9％ 契約日の指標金利：4.93％ 据置期間：10年

| 経過年数 | 解約日の指標金利ごとの解約払戻金額（単位：米ドル） |                |                |                |                |
|------|---------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|      | 7.93％<br>（＋3％）            | 5.93％<br>（＋1％） | 4.93％<br>（±0％） | 3.93％<br>（－1％） | 1.93％<br>（－3％） |
| 1年   | 14,438                    | 17,284         | 18,920         | 20,720         | 24,886         |
| 2年   | 15,002                    | 17,579         | 19,040         | 20,632         | 24,264         |
| 3年   | 15,578                    | 17,875         | 19,160         | 20,547         | 23,663         |
| 4年   | 16,168                    | 18,174         | 19,280         | 20,463         | 23,082         |
| 5年   | 16,771                    | 18,474         | 19,400         | 20,381         | 22,522         |
| 6年   | 17,387                    | 18,775         | 19,520         | 20,301         | 21,981         |
| 7年   | 18,018                    | 19,079         | 19,640         | 20,223         | 21,458         |
| 8年   | 18,664                    | 19,384         | 19,760         | 20,147         | 20,955         |
| 9年   | 19,324                    | 19,691         | 19,880         | 20,072         | 20,469         |
| 10年  | 20,780                    | 20,780         | 20,780         | 20,780         | 20,780         |

※ 上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。なお、定期支払額は含まれていません。

※ 経過年数10年は年金原資を表示しています。

※（ ）内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

| 年金支払開始日（経過年数10年）における年金原資等 |                   |                      |       |       |
|---------------------------|-------------------|----------------------|-------|-------|
| 契約通貨建て                    | 契約通貨建て<br>実質的な利回り | 為替レート<＊> が以下の場合の円換算額 |       |       |
|                           |                   | 120円                 | 140円  | 160円  |
| 20,780米ドル                 | 3.35％             | 249万円                | 290万円 | 332万円 |

※ 円換算額は、千円以下を切り捨てて表示しています。

<＊> 為替レートは、例として1米ドル＝140円を基準とし、±20円で変動した場合の為替レートを表示しており、上限または下限を示すものではありません。実際の為替レートは、年金支払開始日における円支払特約で適用するレートを用います。

#### ● 実質的な利回りについて

実質的な利回りとは、年金支払開始日における年金原資と、据置期間中の定期支払金の受取累計額の合計（契約通貨建て）を一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りのことをいいます。

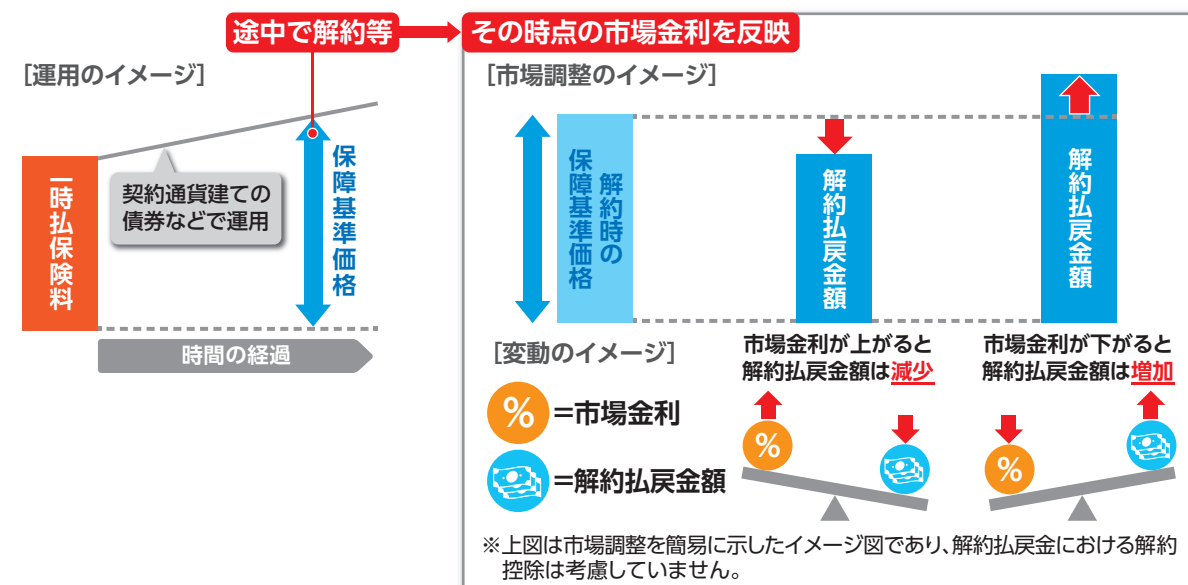
上記契約例の年金支払開始日（経過年数10年）における実質的利回り（年複利）は、3.35％（小数点第3位を四捨五入）です。実質的な利回りと積立利率は異なります。



- 据置期間中に解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。
- 積立利率および実質的な利回り（年複利）は外貨建ての利回りであり、円建ての利回りではありません。

## 《市場調整について》

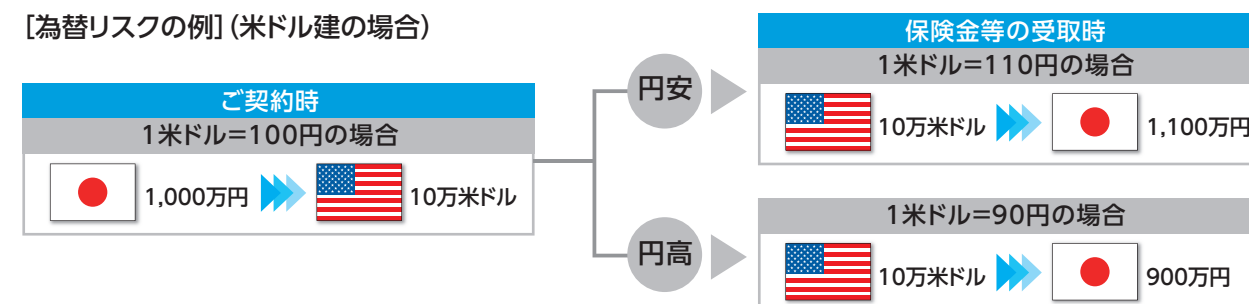
- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。



## 9 為替リスクについて

年金、死亡保険金、解約払戻金等のお受取はすべて契約通貨となります。外貨建契約の場合、契約通貨と異なる通貨でお受取になる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

### 【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.53の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

## 10 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.51の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

## 11 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受け取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。

# 注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



## 1. 諸費用に関する事項の概要について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計となります。

### ● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

### ● 据置期間中にご負担いただく費用

据置期間中に適用される積立利率は、契約通貨、据置期間に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差し引いた利率です。なお、この指標金利は契約通貨および据置期間によって異なります。

※ 保険関係費とは、死亡保障に備えるための死亡保障費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率、定期支払金のお支払のための保険関係費率をいいます。

※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

### ● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込、年金等の受取を外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を円で入金する場合と年金等を円で受け取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 保険料を円で入金する場合の円入金特約レート | TTM + 50 銭 |
| 年金等を円で受け取る場合の円支払特約レート | TTM - 50 銭 |

※ 仲値 (TTM) は、三井住友海上プライマリー生命所定の金融機関が公表する値となります。

### ● 年金支払期間中にご負担いただく費用 (遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)

| 項目    | 目的                           | 費用            | 時期および対象             |
|-------|------------------------------|---------------|---------------------|
| 年金管理費 | ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用 | 年金額に対して<br>1% | 年金支払日に<br>責任準備金から控除 |

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

### ● 解約時にご負担いただく費用

下表のとおり、契約日から解約日までの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額 (解約控除額) を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

※ 年金支払開始日を繰り下げた場合は、「契約日」を「繰下げ前の年金支払開始日」と、「一時払保険料」を「繰下げ前の年金支払開始日における保障基準価格」と読み替えて適用します。

※ 年金支払開始日の繰下げ年数が1年の場合は、解約控除の適用はありません。

#### < 契約日からの経過年数ごとの解約控除率 >

| 据置期間 | 1年未満 | 1年以上<br>2年未満 | 2年以上<br>3年未満 | 3年以上<br>4年未満 | 4年以上<br>5年未満 |
|------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 10年  | 6.0% | 5.4%         | 4.8%         | 4.2%         | 3.6%         |
| 5年   | 4.0% | 3.2%         | 2.4%         | 1.6%         | 0.8%         |

| 据置期間 | 5年以上<br>6年未満 | 6年以上<br>7年未満 | 7年以上<br>8年未満 | 8年以上<br>9年未満 | 9年以上<br>10年未満 |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 10年  | 3.0%         | 2.4%         | 1.8%         | 1.2%         | 0.6%          |
| 5年   | —            | —            | —            | —            | —             |





## 2. この保険のリスクについて

### ● 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合や、年金、死亡保険金、解約払戻金等（以下、年金等）を円でお受け取りいただく場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金等の合計額を円に換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

### ● 市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時的に払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により変動することとなります。

## 3

## 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込はできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込はできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

## 4

## この保険はクーリング・オフ制度（お申込の撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日＜＊1＞のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込の撤回または契約の解除（以下、お申込の撤回等）をすることができます。

＜＊1＞「契約締結前交付書面」の電磁的交付を希望されたお客さまは、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日となります。

### 【書面によるお申出】

書面によるお申込の撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

＜郵送先＞  
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル  
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

### ＜記入内容＞

| 記載いただく事項                             | 記入例                                        |
|--------------------------------------|--------------------------------------------|
| ①申込番号<br>(契約申込書の右下に記載があります。)         | ①ABXXXXXXX                                 |
| ②書面送付先                               | ②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社                      |
| ③お申込の撤回をする旨の意思表示                     | ③申込の撤回を行います。                               |
| ④お申込の撤回を希望する理由(任意)                   | ④〇〇〇〇〇〇〇のため。                               |
| ⑤募集代理店                               | ⑤〇〇〇〇銀行                                    |
| ⑥一時払保険料の金額                           | ⑥10,000,000円                               |
| ⑦保険料送金済みの場合、返金口座<br>(申込者または契約者の本人口座) | ⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店<br>普通△△△△△△△<br>口座名義人 ホケン タロウ |
| ⑧住所                                  | ⑧東京都千代田区〇〇町〇〇                              |
| ⑨電話番号(日中連絡先)                         | ⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇                              |
| ⑩生年月日                                | ⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日                               |
| ⑪契約者(申込者)フリガナ                        | ⑪ホケン タロウ                                   |
| ⑫契約者(申込者)氏名(自署)                      | ⑫保険 太郎                                     |

#### 【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録（申出フォーム）によるお申込の撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込の撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。（外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。）

#### ＜外貨建て契約におけるご注意点＞

- ・ 円入金特約を付加＜＊2＞して、保険料を円でお払い込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。
- ＜＊2＞ 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等でお申込の契約通貨（外貨）に交換し、契約通貨（外貨）で一時払保険料をお振り込みいただいた場合には、契約通貨（外貨）で同額を返還いたします。この場合、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨（外貨）に交換する場合は、その金融機関所定の為替手数料をご負担いただきます。また、返還された保険料を円に交換する場合にも所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨（外貨）に交換して、契約通貨（外貨）で返還された保険料を円に交換した場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円建てのご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

#### 次の場合には、お申込の撤回等をすることはできません。

- ・ 個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申込の撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込の撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）  
フリーダイヤル 0120-125-104  
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

## 5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申し込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引き受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

## 6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払ができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または死亡保険金受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消および不法取得目的による無効の場合、受け取った保険料は払い戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取り消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

## 7 解約払戻金について

解約払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた一定割合（解約控除額）を差し引いた金額となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。

詳細については、「契約概要」P.47の「8.解約払戻金について」をご参照ください。

## 8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820) までお問い合わせください。

## 9 為替リスクについて

契約通貨が外貨の場合の為替リスクについては、P.53の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

## 10 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

## 11 その他のご注意いただきたい事項について

### ■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込をされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

### ■ 個人情報のお取扱・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意の上、保険契約をお申し込みください。ご同意いただけない場合は、お申込をお引き受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

### ■ お引受にあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受はしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受はしておりません。

- ・ **被保険者が入院中の場合**  
次のケースについても入院中に準じた取扱となります。  
(1) 継続入院中の一時帰宅  
(2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅  
(3) 申込日以降の入院予定や検査入院  
(4) 余命宣告を受けた場合  
(5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

### ■ 一時払保険料の入金について

この保険では、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを適用して契約通貨と異なる外貨で入金することもできますが、裏表紙に記載の募集代理店ではお取扱をしておりません。このため、契約通貨と異なる外貨を原資としてご契約いただく場合、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レート(為替クロスレート)と、お客さまに適用される為替レートとは異なることがあります。

## 12 保険会社の商号と住所等について

|        |                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 商 号    | 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社                                                |
| 住 所    | 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル                          |
| TEL    | 0120-125-104                                                        |
| ホームページ | <a href="https://www.ms-primary.com">https://www.ms-primary.com</a> |



# 13 税金のお取扱について

契約通貨が外貨の場合、この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

| 科目    | 円換算日                       | 換算時為替レート           |
|-------|----------------------------|--------------------|
| 保険料   | 保険料領収日                     | 対顧客電信売買相場の仲値 (TTM) |
| 定期支払金 | 定期支払金の支払日                  |                    |
| 年金    | 年金支払日                      |                    |
| 解約払戻金 | 請求受付日                      |                    |
| 死亡保険金 | 支払事由の発生日<br>(相続税の対象となる場合)  | 対顧客電信買相場 (TTB)     |
|       | 死亡保険金の支払日<br>(所得税の対象となる場合) | 対顧客電信売買相場の仲値 (TTM) |

※ 据置期間が5年の契約において年金原資の一括受取をした場合、または確定年金を選択し、契約日より5年以内に解約をした場合、円換算した額で利益が発生していれば源泉分離課税の対象となります。この場合の保険料の換算時為替レートは対顧客電信売相場 (TTS)、一括受取・解約の換算時為替レートは対顧客電信買相場 (TTB) となります。円換算した額で課税されるため、加入時より円安となった場合、税引後の外貨建ての受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

## ● 一時払保険料の税務

お払い込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除＜＊1＞」の対象となります。  
＜＊1＞ 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

## ● 定期支払金に対する課税

定期支払額から必要経費控除後の金額に対して、所得税 (雑所得) + 住民税が課税されます。

## ● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対し以下のとおり課税されます。

| 年金種類        | 契約日から5年以内の解約の場合  | 契約日から5年超の解約の場合 |
|-------------|------------------|----------------|
| 確定年金        | 20% 源泉分離課税       |                |
| 年金総額保証付終身年金 | 所得税 (一時所得) + 住民税 |                |

## ● 死亡保険金に対する課税

| 契約者 | 被保険者    | 死亡保険金受取人 | 税金の種類            |
|-----|---------|----------|------------------|
| 本人  | 本人      | 配偶者または子  | 相続税＜＊2＞          |
| 本人  | 配偶者または子 | 本人       | 所得税 (一時所得) + 住民税 |
| 本人  | 配偶者 (子) | 子 (配偶者)  | 贈与税              |

＜＊2＞ 「生命保険金の非課税枠 (500万円×法定相続人数) ＜相続税法第12条＞」が適用されます。

## ● 年金支払開始時に年金原資を一括で受け取る場合の課税

| 契約日から5年以内  | 契約日から5年超         |
|------------|------------------|
| 20% 源泉分離課税 | 所得税 (一時所得) + 住民税 |

※ 契約者と年金受取人が異なる場合は、契約日からの経過年数に関わらず贈与税が課税されます。

## ● 年金に対する課税

| 契約形態             | 課税時             |             | 税金の種類            |
|------------------|-----------------|-------------|------------------|
| 契約者と年金受取人が同一人の場合 | 毎年の年金支払時        |             | 所得税 (雑所得) + 住民税  |
|                  | 年金支払開始後の一括での受取時 | 確定年金        | 所得税 (一時所得) + 住民税 |
|                  |                 | 年金総額保証付終身年金 | 所得税 (雑所得) + 住民税  |
| 契約者と年金受取人が異なる場合  | 年金支払開始時         |             | 贈与税＜＊3＞          |
|                  | 毎年の年金支払時        |             | 所得税 (雑所得) + 住民税  |

＜＊3＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

- 

ご注意
- 税金のお取扱についての詳細は、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。
  - 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
  - 税制上のお取扱は2025年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱については所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

＜参考＞

● **外貨でお受け取りの場合で、年金支払開始の時点で加入時より円安となっている場合、税引き後の支払額が、一時払保険料を下回るケースがあります。**

入金時・支払時における円貨換算額で差益を計算し、支払日のTTBで源泉分離課税の外貨相当額の金額を差し引いてお支払額を算出しますので、為替相場の影響によりお支払額が**外貨ベースでも一時払保険料を下回るケース**が発生します。

下回るケースの例

一時払保険料:66,000米ドル (契約日のTTS:100円)、  
年金原資の一括支払額:70,000米ドル (支払日のTTB:140円)  
で源泉分離課税を差し引いた場合のお支払額

TTS (対顧客電信売相場) …… 銀行等で円貨を外国通貨に交換するときの為替レートをいいます。  
TTB (対顧客電信買相場) …… 銀行等で外国通貨を円貨に交換するときの為替レートをいいます。

一時払保険料を下回ってのお支払いとなります

一時払保険料  
66,000米ドル

年金原資の一括支払額  
70,000米ドル

－

源泉分離課税の  
外貨相当額  
4,644米ドル

=

お支払額  
65,356米ドル

年金原資の一括支払額から一時払保険料 (必要経費) を差し引いた額  
3,200,000円 = (70,000米ドル × 140円 / 米ドル) - (66,000米ドル × 100円 / 米ドル)  
差益から源泉分離課税の米ドル相当額を算出する  
所得税: 3,501米ドル = (3,200,000円 × 15.315%) ÷ 140円 / 米ドル  
地方税: 1,143米ドル = (3,200,000円 × 5%) ÷ 140円 / 米ドル  
※ 源泉分離課税の米ドル相当額の算出にあたっては、米ドル未満を切り上げて表示しております。

注意喚起情報

59

60

## 14 保険金等のお支払に関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払を行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払の可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。）

## 15 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

お問い合わせ・  
ご相談受付先

フリーダイヤル

**0120-125-104**

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

## 16 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。